

環境確保条例(抜粋)：東京都エネルギー環境計画書制度

条例	規則				
(定義) 第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一から四の二まで (略) 四の三 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。 四の四から十三まで (略)	(用語) 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。 (再生可能エネルギー) 第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス(動植物由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」という。)を除く。)をいう。以下同じ。)を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。				
(エネルギー環境計画指針の作成) 第九条の二 知事は、都内に規則で定めるエネルギー(以下「特定エネルギー」という。)を供給している事業者のうち規則で定めるもの(以下「特定エネルギー供給事業者」という。)が、特定エネルギーの供給において地球温暖化の対策を推進するため、再生可能エネルギーを交換して得られる特定エネルギー(以下「再生可能特定エネルギー」という。)の供給の拡大その他の方法による温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他規則で定める事項についての指針(以下「エネルギー環境計画指針」という。)を定めるものとする。 2 エネルギー環境計画指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。 3 知事は、エネルギー環境計画指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。	(特定エネルギー等) 第五条の二十二 条例第九条の二第一項に規定する規則で定めるエネルギーは、電気とする。 2 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者(同項第八号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島供給を行うものに限る。)とする。 3 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 供給する特定エネルギーにおける新設再生可能エネルギー発電設備(新設された再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。)からの供給の拡大に係る措置 二 特定エネルギーの供給条件(再生可能特定エネルギーを含むものに限る。)の多様化に係る措置 三 その他知事が必要と認める事項				
(エネルギー環境計画書の作成等) 第九条の三 特定エネルギー供給事業者は、毎年度、都内への特定エネルギーの供給に関し、次に掲げる地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書(以下「エネルギー環境計画書」という。)を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。 一 規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標 二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 三 その他地球温暖化の対策に関して規則で定める事項 2 前項の規定によりエネルギー環境計画書を提出した者は、規則で定める事項の変更をした場合に限り、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出ることができる。	(エネルギー環境計画書の提出等) 第五条の二十三 条例第九条の三第一項の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十五によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。 2 条例第九条の三第一項第一号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。 3 条例第九条の三第一項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 供給する特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 二 特定エネルギーの供給条件(再生可能特定エネルギーを含むものに限る。)の多様化に係る措置 三 特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び第一号に規定する量 四 その他知事が必要と認める事項 4 条例第九条の三第二項に規定する規則で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。 5 条例第九条の三第二項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の十五の二によるエネルギー環境計画書変更届出書に、当該変更しようとする事項について記載したエネルギー環境計画書を添付して行わなければならない。				
(エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の推進) 第九条の四 特定エネルギー供給事業者は、エネルギー環境計画書に基づき、前条第一項第一号及び第二号に規定する目標の達成その他の地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。	(エネルギー状況報告書の提出等) 第五条の二十四 条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十六によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。 2 条例第九条の五第二号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。 3 条例第九条の五第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 前年度に供給した特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 二 前年度の特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び前号に規定する量 三 その他知事が必要と認める事項				
(エネルギー環境計画書等の公表) 第九条の六 特定エネルギー供給事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。 一 第九条の三第一項のエネルギー環境計画書 二 前条のエネルギー状況報告書	(事業者によるエネルギー環境計画書等の公表) 第五条の二十五 条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、次の表の上欄に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を含むものとする。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>条例第九条の六第一項第一号</td> <td>一 キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標 二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 三 供給する特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 四 特定エネルギーの供給条件(再生可能特定エネルギーを含むものに限る。)の多様化に係る措置 五 特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び第三号に規定する量(条例第九条の三第二項の規定による変更の届出を行った場合にあっては、当該届出におけるもの) 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項</td> </tr> <tr> <td>条例第九条の六第一項第二号</td> <td>一 前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 二 前年度のキロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合 四 前年度に供給した特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 五 前年度の特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び前号に規定する量 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項</td> </tr> </tbody> </table>	条例第九条の六第一項第一号	一 キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標 二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 三 供給する特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 四 特定エネルギーの供給条件(再生可能特定エネルギーを含むものに限る。)の多様化に係る措置 五 特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び第三号に規定する量(条例第九条の三第二項の規定による変更の届出を行った場合にあっては、当該届出におけるもの) 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項	条例第九条の六第一項第二号	一 前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 二 前年度のキロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合 四 前年度に供給した特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 五 前年度の特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び前号に規定する量 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項
条例第九条の六第一項第一号	一 キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標 二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 三 供給する特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 四 特定エネルギーの供給条件(再生可能特定エネルギーを含むものに限る。)の多様化に係る措置 五 特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び第三号に規定する量(条例第九条の三第二項の規定による変更の届出を行った場合にあっては、当該届出におけるもの) 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項				
条例第九条の六第一項第二号	一 前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 二 前年度のキロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合 四 前年度に供給した特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 五 前年度の特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び前号に規定する量 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項				
2 知事は、前項各号に掲げる書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。	2 条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項として知事が認める事項を含まないものとする。 3 条例第九条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定エネルギー供給事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。 4 条例第九条の六第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。 一 条例第九条の六第一項第一号 エネルギー環境計画書を提出した年度の翌年度の七月末日 二 条例第九条の六第一項第二号 エネルギー状況報告書を提出した年度の翌年度の七月末日(知事によるエネルギー環境計画書等の公表) 第五条の二十六 前条第一項及び第二項の規定は、条例第九条の六第二項の規定による公表の内容について準用する。 2 条例第九条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧 二 インターネットの利用による公表				
(勧告) 第九条の七 知事は、特定エネルギー供給事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、特定エネルギー供給事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。 一 第九条の三第一項又は第九条の五の規定による提出をしなかったとき。 二 前条第一項の規定による公表をしなかったとき。	(報告の徴収) 第一百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。 2 (略)				
(違反者の公表) 第一百五十六条 知事は、(中略)、第九条の七、(中略)の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 2及び3まで (略) 4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。					

東京都 エネルギー 環境計画書 制度

エネルギーの
『環境性の向上』
に向けて

東京都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフの実現に向け様々な取組を推進しています。

エネルギー環境計画書制度においても、令和4年の環境確保条例の改正を経て、令和6年4月より、都が制度対象事業者における再生可能エネルギー電力の使用割合を50%程度とする目標水準を定めるなどの制度強化を行いました。

制度強化の内容については、東京都環境局ホームページをご覧ください。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier>



令和6年4月
東京都

制度の目的

電力の小売自由化により、国の登録を受けた小売電気事業者が、都内の一般家庭を含めた全ての電気需要者に対して電気を供給できるようになりました。

- 本制度は、これら電気事業者に対し、CO₂排出係数（1キロワット時あたりの電気の供給に伴い排出されるCO₂の量）の削減を計画的に推進してもらうことにより、都内に供給される電気の環境性の向上を目指すものです。
- また、これら電気事業者の取組内容を公表することにより、電気需要者が環境に配慮した電気事業者を選択することが容易になります。

◆ 電気事業者

CO₂排出係数の削減や再生可能エネルギー導入等により、供給する電気の環境性の向上を計画的に推進するための計画書・報告書の作成・公表

電気の
環境性の
向上

◆ 電気需要者

電気事業者の計画書・報告書の公表内容を参考に、環境性の高い電気を購入することが可能になる

対象電気事業者

都内(島しょ部を含む)に電気を供給している*1 小売電気事業者及び一般送配電事業者

*1 都内で電気の供給を受ける一般の需要に係る需給契約を締結していることをいう。

都内の需要家に電気を販売する

- ◆ 小売電気事業者
- ◆ 一般送配電事業者



制度のポイント

都内に供給される電気の『環境性の向上』を目指します。

制度の目的

- ① CO₂排出係数を改善する取組を推進
- ② 再生可能エネルギーの導入を促進

対象電気事業者の取組内容

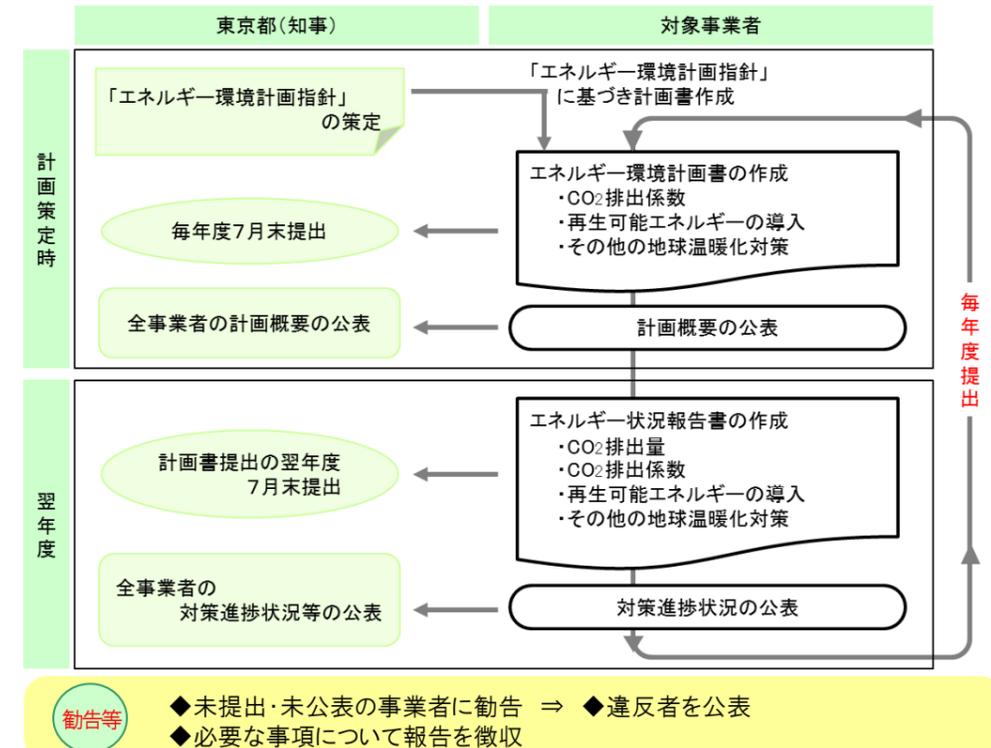
- 「エネルギー環境計画書」の策定と公表
 - ・ CO₂排出係数の抑制の措置と目標
 - ・ 再生可能エネルギー導入の措置と目標
- 「エネルギー状況報告書」の策定と公表
 - ・ 計画書記載内容の進捗状況

⇒ 毎年度、都に報告。都も一覧で公表。

エネルギー環境計画書、エネルギー状況報告書の内容

	◆ エネルギー環境計画書	◆ エネルギー状況報告書
期日	毎年度7月末日	毎年度7月末日
内容	・CO ₂ 排出係数の抑制に係る措置及び目標 (当年度目標、次年度目標、長期目標(2030年度))	・前年度排出されたCO ₂ の量 ・前年度のCO ₂ 排出係数及びその抑制の措置の進捗状況
	・再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る措置及び目標(当年度から2030年度までの各年度の目標) (再生可能エネルギーの利用率など)	・前年度の再生可能エネルギー供給量及びその割合の拡大に係る措置の進捗状況 (再生可能エネルギーの利用率など)
	・供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、属性等(再エネ証書かつ再エネ電源利用率等)	・供給した電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、属性等(再エネ証書かつ再エネ電源利用率等)
	・メニューの多様化に係る措置 ・メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、属性等	・メニューの多様化に係る措置 ・メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、属性等
	その他地球温暖化の対策に関する事項 ・未利用エネルギー等による発電に係る措置及び目標 ・火力発電所における熱効率に係る措置及び目標 ・電気需要者への地球温暖化対策に係る措置 ・その他地球温暖化対策に係る措置	その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況 ・未利用エネルギー等による発電に係る措置の進捗状況 ・火力発電所における熱効率に係る措置の進捗状況 ・電気需要者への地球温暖化対策の進捗状況 ・その他地球温暖化対策の進捗状況

制度の手続きの流れ



お問い合わせ

東京都環境局気候変動対策部 計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

TEL>> 03-5388-3524

MAIL>> tokyo_enekan@ml.metro.tokyo.jp

URL >> <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier>

